

鹿 児 島 県 公 報

令和2年9月4日（金）第138号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 県税の申告期限等の延長 (税務課取扱い) 1
○有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
○有害ながん具刃物等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第818号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「申告期限等」という。）のうち、令和2年7月4日以降に到来する申告期限等で、1に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（2に掲げる税目に係るものを除く。）については、別に告示で定める期日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告期限等については、同税に併せて課される個人の市町村民税の申告期限等の処置の例による。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定地域

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市，球磨郡球磨村，球磨郡山江村，球磨郡相良村，球磨郡錦町，球磨郡あさぎり町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡五木村，八代市坂本町及び葦北郡芦北町

2 税目

自動車税の環境性能割，自動車税の種別割（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税並びに当分の間道府県が賦課徴収を行うこととされている軽自動車税の環境性能割

鹿児島県告示第819号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25364	令和2年 8月25日	雑 誌	恋愛チェリーピンク 9月号	秋田書店	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著
25365			実話ナックルズ 8・9月合併号	大洋図書		

25366		劇画エマニエル Vol. 4	08390-8	大洋図書	しく青少年 の粗暴性若 しくは残虐 性を助長し、 その健全な 育成を阻害 するおそれ がある。
25367		本当にあった美味しい体験教えます 実話コミックセレクション4	50459-79	リイド社	

鹿児島県告示第820号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第12条第2項の規定により、有害ながん具刃物等として次のとおり指定した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	9				
指 定 年 月 日	令和 2 年 8 月 25 日				
指 定 種 別	がん具，器具その他これらに類するもの				
指 定 対 象 品 目	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>クロスボウ（銃砲型近代洋弓）</td> </tr> <tr> <td>機 能 及 び 構 造</td> <td>洋弓を銃型に改造し，銃同様に引き金を引くことで，矢を発射させるようになっているもので，発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが，装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm²以上のもの</td> </tr> </table>	名 称	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	機 能 及 び 構 造	洋弓を銃型に改造し，銃同様に引き金を引くことで，矢を発射させるようになっているもので，発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが，装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
名 称	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）				
機 能 及 び 構 造	洋弓を銃型に改造し，銃同様に引き金を引くことで，矢を発射させるようになっているもので，発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが，装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの				
指 定 理 由	人の生命，身体又は財産に危害を及ぼし，青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。				